

仕様書

1. 件名

秋田労働局管内各公共職業安定所に設置するAED（自動体外式除細動器）11台の購入契約

2. 納入・設置場所

別紙1のとおり。

3. 納入期限

令和7年12月19日（金）まで

※ただし、可能な限り早期の納入に努めること。

4. 機器構成

(1) AED本体 1 台

(2) AED付属品（標準付属品か別売品かを問わず、下記の個数）

① バッテリ 1 個

② 電極パッド 2 組

③ 除細動補助具セット 1 組

・汗を拭きとるもの（タオル、ガーゼ等）

・体毛等を除去するもの（剃刀、除毛・脱毛テープ等）

・衣類等を切断するもの（はさみ、カッター等）

・人工呼吸補助具（一方向弁付き呼吸吹込み用具、人工呼吸シート等）

・感染防止用手袋

④ キャリング収納ケース 1 個

5. 機器の規格等

① AED本体の規格

・医療器具として薬事法の承認を得ていること。

・二相性波形除細動器であること。

・JRC蘇生ガイドライン2025に対応する機種であること。

・毎日の自動セルフテスト機能により、AED本体及び電極パッド、バッテリー等の状況確認が行われ、その状態がインジゲータ若しくはアラーム音などにより容易に確認できること。

・電源投入後、日本語による使用手順の音声ガイドが自動的に流れること。

・未就学児及び小学生～大人の対応モードをスイッチにて切り替えられること。

・既存の収納ケース（外寸（W400mm×D180mm×H425mm））に収納可能なサイズであること。

- ・一般市民向け機器であること。
- ・動作温度の規格は－５℃～５０℃までであること。
- ・ＡＥＤ本体の保証期間は本体設置より５年以上であり、耐用期間は８年以上であること。

② ＡＥＤ本体付属品の規格

- ・バッテリーの待機寿命は４年以上であること。
- ・電極パッドは未就学児及び小学生～大人共通仕様が可能であること。
- ・電極パッドの使用期限は製造から２年以上であること。

※参考品

フクダ電子	ＡＥＤ本体	ＡＥＤベネハートＣ１Ａ　ＢＨＣ１Ａ
	バッテリー	ＬＭ３４Ｓ００２Ａ
	電極パッド	ＭＲ６０
	除細動補助具	ＡＥＤＱＱ－ＦＫＤ
	キャリング収納ケース	ＢＨ－ＣＢ
日本光電	ＡＥＤ本体	ＡＥＤ－３１００
	バッテリー	バッテリーパック　ＳＢ－３１０Ｖ
	電極パッド	使い捨てパッド　Ｐ－７４０
	除細動補助具	ＡＥＤ／ＣＰＲレスキューセット ＹＺ－０４３Ｈ３
	キャリング収納ケース	ＡＥＤキャリングバッグ　ＹＣ－３１０Ｖ

６．既存機器の引き取り・処分など

- ・既存の収納ケースに設置するとともに、梱包材等は引き取ること。既存のＡＥＤ本体（ＡＥＤハートスタート　ＨＳ１＋Ｍ５０６６Ａ＋（ＦＤ））及び付属品の引き取りと処分については、関係法令を遵守し実施すること。廃棄処分に関する費用は落札者の負担とすること。

７．納入の完了

- ・物品調達を期限までに納入すること。（納品書により検査担当職員の検査を受けること。）なお、調達物品に不良が発見された場合、早急に交換修理対応を行うものとする。
- ・落札者は、調達物品の納入時には発注者が指定する場所に設置の上、通常使用できる状態に設定を行うこと。
- ・設置作業が完了した際には、動作確認を実施すること。
- ・ＡＥＤ本体の操作方法など取扱いについて現地担当者へ説明を行うこと。

８．再委託

- ・本業務の全部を第三者に委託することはできない。

- ・本業務の一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合はこの限りでない。
- ・再委託先を変更する場合には、「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- ・再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、「履行体制図」を提出しなければならない。※様式の詳細は契約書に添付

9. その他

- ・調達物品はすべて新品であること。
- ・調達物品に対するアフターサービスの対応が可能であること。
- ・調達物品に関して現地確認を要す場合は、各担当者まで連絡すること。
- ・物品の納入・搬出等の際、作業員の安全と建物などの汚損・破損などに対して細心の注意を図り行うこと。なお、受注者の責により納入場所である建物内外の施設などに汚損・破損が生じた場合は、補償及び原状回復措置等の損害賠償は受注者が行うものとする。
- ・業務遂行上知り得た本契約に関する情報については、漏洩しないこと。
- ・本仕様書に記載された参考品以外で応札する場合は、仕様及び規格等を満たす同等品若しくはそれ以上の機能を有す機器等であること。なお、当該品目の仕様等を記載したカタログ等の写しを添えること。
- ・協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。